

施設更新等に関する通知

環境省 部品交換時にについても触れる

環境省は4月5日、各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長向けに「廃棄物処理施設等の更新および交換に係る手続きについて（通知）」を発出した。廃棄物処理施設の設置に更新する場合の手続きや同一の処理施設に同一のものに交換する場合の手続き、同一でない処理施設に更新する場合の手続き、処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続きについて技術的助言を提供している。

つき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない」と示している。同一の処理施設に更新する場合は、改めて設置許可等を受ける必要はない。一方で、使用前検査を受け、都道府県知事・政令市長によつて、許可申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ使用できない。

理施設が製造されていない場合にその後継施設に更新する場合、同一ではないものの中ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなされない。廃棄物処理施設に更新する場合、同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新する場合は、処理能力の増人が伴つたとしても設

置許可等を要しない軽微な変更に該当すれば、軽微な変更を都道府県知事・政令市長に届け出れば足りる。生活環境影響調査等の手続きは要さない。

処理施設の一部を同一でないものに交換する場合は、変更する内容に応じて、変更に係る手続きを要する。

令和3年6月7日
週刊循環經濟新聞